

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

※ 集落営農の要件は、２要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ １ ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※ ２ てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

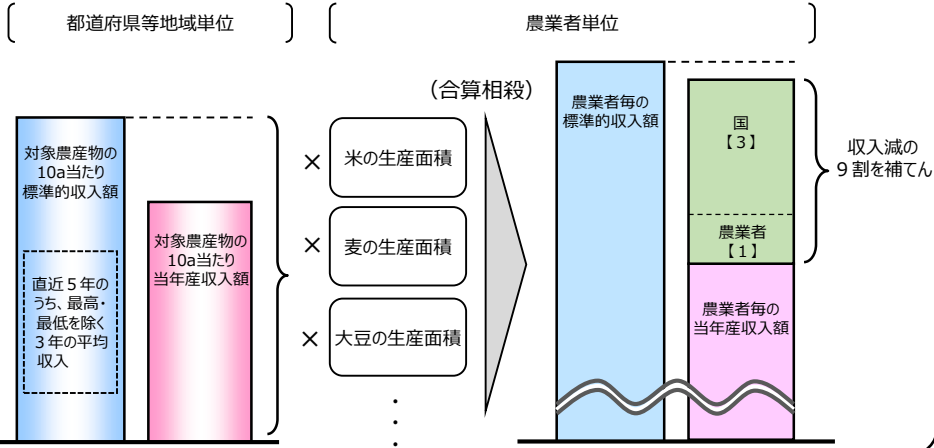
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

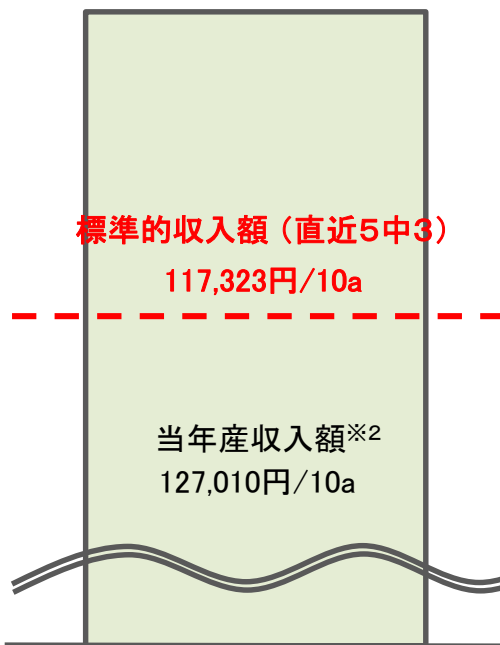
ナラシ対策：10a当たりの標準的収入額及び補てん額等（全国平均・試算）

- 令和2年産のナラシ補てん金(3,265円/10a(米・全国平均(試算)))は、6月末までに各加入者に交付。
- 令和3年産の米の標準的収入額は、124,680円/10a(全国平均(試算))。この額と、令和3年産の収入額との差額の9割をナラシで補てん。

【R元年産】

米価※1: 15,749 円/60kg

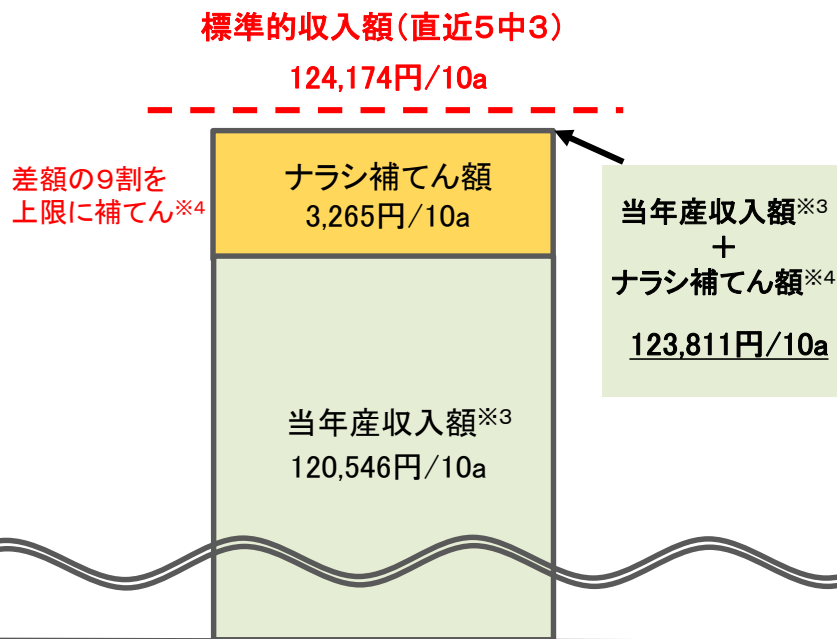
作況: 99



【R2年産】

米価※1: 14,878 円/60kg

作況: 99



【R3年産】

標準的収入額(直近5中3)
124,680円/10a

当年産収入額※3
+
ナラシ補てん額※4
123,811円/10a

※1 米価は、出回りから翌年3月までの全国的全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。

※2 R元年産収入額は、R元年産水稻の10a当たり収量に、R元年産米価(R2年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※3 R2年産収入額は、R2年産水稻の10a当たり収量に、R2年産米価(R3年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※4 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。